

従業員年代別構成比等一覧

都外事業所も含めた企業全体の従業員数を記入してください。

企業等の名称

株式会社〇〇〇〇

常時使用する従業員数には、募集要項「別表1」記載の「常時使用する従業員」の要件を満たす者であれば、パートやアルバイトも含まれます。

該当する欄に数字を入力してください。

1 従業員年代別構成比等一覧 ※支援申込日時点

| | 年代 | 常時使用する従業員数※ |
|---|-------------------------|-------------|
| ① | 10代 | 0 |
| ② | 20代 | 1 |
| ③ | 30代（30～34歳） | 0 |
| ④ | 30代（35～39歳） | 3 |
| ⑤ | 40代 | 2 |
| ⑥ | 50代 | 3 |
| ⑦ | 60代 | 1 |
| ⑧ | 70代以上 | 0 |
| | A 合計 (①～⑧の合計) | 10 |

自動計算されます。

B 若手従業員※の総数
(①+②+③)

1

人

※若手従業員とは、35歳未満の常時使用する従業員をいいます。

常時使用する従業員の総数に占める
若手従業員の総数の割合 (B÷A×100)

10.0

%

※30%以下であることが支援申込の要件です。

※ 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」であれば、パート・アルバイトも含まれます。役員、個人事業主及び派遣労働者は含みません。

(参考) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
(解雇の予告)

第20条

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

二、前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

三、前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条

前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者について

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用され、引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者

- 一、日雇い入れられる者
- 二、2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四、試の使用期間中の者

※過去3年間の若手従業員の採用数の算出方法
について、記入前に必ず確認してください。

過去3年間の若手従業員の採用数には、募集要項「別表1」記載の「常時使用する従業員」の要件を満たす者であれば、パートやアルバイトも含まれます。

※過去3年間の間に採用し、既に退職した若手従業員は含みません。

2 過去3年間(※)の若手従業員の採用数 ※過去3年間とは支援申込日から過去3年間のことをいいます。

支援申込日

令和〇年7月1日

**C 若手従業員のうち
過去3年以内に採用した総数**

1

若手従業員のうち過去3年以内に採用した総数が
常時使用する従業員の総数に占める割合
(C÷A×100)

10.0

%

※10%以下であることが支援申込の要件です。

支援申込書(様式第1-1号)と同日の日付となります。

自動計算されます。